

## 議題1 中間市空家等対策計画（案）及び中間市特定空家等の判断基準（案）について

第1回目の会議において、中間市空家等対策計画（案）と中間市特定空家等の判断の参考となる基準（案）について、ご提示させていただきました。そのような中、委員の皆様から専門的知見からご意見、地域住民代表からのご意見、さまざまな視点から貴重なご意見をいただきました。

### 【第1回中間市空家等対策協議会における各委員からのご意見】

委員	意見内容
1. 法律の専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことで、特定空家等が倒壊して隣家に被害が出た時に、市が何も対処していなければ市の責任となり、国家賠償の問題が生じる可能性もある。</li> <li>・ 所有者、相続人を特定するのが必要であるため、市と司法書士会が連携して、空家等の所有者調査と相続人調査が出来ないか。</li> <li>・ 長屋は今回の特別措置法の対象外になるのか。</li> </ul>
2. 各方面の専門家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利活用の推進に関して、地域の事情や建物の個別の事情等、具体的な状況に応じて対応が必要となるが、具体的に検討しているのか。</li> <li>・ 空家等情報のデータベース化について、具体化した物を説明して欲しい。</li> </ul>
3. 市民代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の実態調査について、おおむね5年毎に実施するとなっているが実態を把握するためにはもう少し短いスパンで調査が必要ではないか。</li> <li>・ 空家等の調査方法については、自治会としても積極的に協力していきたい。</li> </ul>